

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ③国際基準、審査方法

- 論点3.5 「世銀ESS 9 Financial Intermediaries事業に求められるリスクに応じた要件の適用やESMSの構築の参照の要否」

① レビュー調査結果（論点3.5）

世銀ESFに追加されたFIに関連する要件

- 世銀ESS9「FI」は、世銀から財政支援を受けるFI（Financial Intermediaries：金融仲介者）に適用される。（ESS9 para 4） 金融仲介者（FI）とは、国レベル、地域レベルの開発銀行も含み、政府または民間の財務サービスを提供する機関であり、産業セクター間の様々な経済活動への資金を仲介する。
- リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトに対しては相手国国内法を適用する。他方、重大なリスクが生じるサブプロジェクトについてはESSsが適用される。（ESS9 para 11）
- FIが自ら行うサブプロジェクトの環境社会配慮確認プロセスは、ESMS（Environmental and Social Management System）として整備され、その内容は、主に環境社会配慮に関するポリシー、サブプロジェクトの環境社会配慮確認手順（カテゴリ分類、影響評価、モニタリング等）、実施体制と能力、モニタリングの実施と報告書の提出などから構成される。（ESS9 para14-23）
- IFCのInterpretation Note on Financial Intermediariesでは、IFCの資金調達によって支援されている活動が環境社会リスクをもたらす場合には、FIクライアントに対し、ESMSの構築と実施を要求する。ESMSの範囲や複雑性は環境社会リスクレベルに応じたものとし、PS1の要求事項を組み込んだものにすべきである。ハイリスクなサブプロジェクトには（その他の）PSも適用される。リスクの小さいサブプロジェクトのクライアントは、簡単なスクリーニングの実施が求められる。（IN13、footnote IN13）

② 包括的検討での検討ポイント

論点3.5「世銀ESS 9 Financial Intermediaries事業に求められるリスクに応じた要件の適用やESMSの構築の参照の要否」

1. 世銀ESS 9にあるように、JICAのカテゴリFI案件についても、リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトに対しては相手国国内法のみを適用することは可能か。